



日乗連ニュース

ALPA Japan NEWS

www.alpajapan.org

Date 2005.11.24

No. 29 -08

発行:日本乗員組合連絡会議・ALPA Japan
幹事会
〒144-0043
東京都大田区羽田5-11-4
フェニックスビル
TEL.03-5705-2770
FAX.03-5705-3274
E-mail:office@alpajapan.org

日乗連

身体検査改定を当局に要請

当局、来年に基準等改定の予定

日乗連は10月11日、当局に対して、航空身体検査の基準や制度、運用の改善を求める要請書を提出しました。

従来から身体検査基準等は、ほぼ5年ごとに見直されており、前回の改定が2001年であったことから、来年中にも新たな改定が実施されると言われています。

1982年の日航羽田沖事故後、身体検査の基準や運用が大幅に改定され、それが原因で多くの乗員が乗務離脱を余儀なくされました。当時の基準は、「肺尖ブラ（肺の中にできる小さな袋）」や「標準体重30%オーバー」を一律に不合格とするなど、医学的にも、また、他国や国際基準などから見ても合理性を欠く内容であり、職場には不満と不安が渦巻き、改善を求める大きな声が沸きあがりました。

その様な状況のなか、日乗連は各組合などと共に当局に対し、具体的な問題点について根拠を示して明確に指摘し、その改善を求めて粘り強く取り組みました。その結果、不合理とも言える基準や運用は、その後の何回かの改定を経て徐々に改善され、現行の基準や運用では、そのほとんどが私たちの要求に沿って見直されています。しかし、一方で、基準に不適合である者について航空法施行規則第61条の2第3項に則り、航空身体検査医とは別の観点で審査し判定する、身体検査制度上のいわば上級機関である「航空身体検査証明審査会」の制度や運用については、いくつかの重要な問題点が未解決のまま残されています。

今回の要請では、この「審査会の制度と運用の改善」をはじめ、前回の改定で変更になった「眼鏡に関する規定の改善」、そして「女性乗務員に関する項目の改善」などを求めています。

当局、「日乗連の要請も踏まえて検討する」と約束

要請当日、日乗連副議長および身体検査問題を担当するHUPER委員長などが航空局を訪れ、担当者に要請書を手渡し、その後約1時間半にわたって要請内容について詳しく説明し、そして、それらについて意見交換を行いました。会談の中で担当者は「改定に関する具体的な検討を近々開始する」ことを明らかにした上で、「その中で、日乗連の要請も踏まえて検討する」と約束しました。

今後日乗連は、改定作業の進捗状況を注視しながら、必要に応じて当局との会談を持つなどし、私たちの要請が改定に十分に反映されるよう取り組んでいきます。

【「要請書」は裏面をご覧ください】



2005年10月11日

国土交通省航空局技術部乗員課
航空従事者養成・医学適性管理室
室長 川上 光男 殿

日本乗員組合連絡会議
議長 山崎 秀樹

身体検査基準等の改定に関する要請

私たち日本乗員組合連絡会議（以下「日乗連」という）は、貴職が航空運送事業を始めとする「航空」の分野にあって、その健全な発展のために日々ご尽力されていることに、敬意を表します。

また、当局が、当事者である私たち航空機乗務員（以下「乗務員」という）の声を踏まえて、長年にわたり航空身体検査証明（以下「身体検査」という）の改善に真摯に取り組んでこられたことを、高く評価するとともに、感謝申し上げます。

さて、前回の身体検査基準（以下「基準」という）および航空身体検査マニュアル（以下「マニュアル」という）の改定から約4年が経過しました。従来から、医学の進歩や身体検査の実績、航空にまつわる情勢の変化などに対応して、基準やマニュアル（以下「基準等」という）がほぼ定期的に見直されてきた経緯などから、近々その改定が行なわれると承知しております。

つきましては、今回の基準等の見直し作業に当たりまして、従来同様に、当事者である私たち乗務員の意見や要望を考慮していただき、「航空安全」の観点で、より良い基準や制度へと改善していただきますよう、ここに改めて、下記の通り要請いたします。

記

1．身体検査が「航空の安全」と「私たち乗務員の暮らし」に直接、そして大きく影響を与える事柄であることを十分に考慮し、航空身体検査証明審査会（以下「審査会」という）に申請される全てのケースにおいて、その審査と判定が、法の主旨に則って迅速かつ確実に実施されるよう、審査会の体制と運用を改善、充実すること。

2．一つの矯正眼鏡（以下「眼鏡」という）で遠距離、中距離、近距離の全ての視力基準を満たすことを要件とする現在の規定を改め、従来同様に、遠距離用と近距離用の眼鏡のかけ替えや、近距離視力のために遠距離用眼鏡をはずすなど（以下「眼鏡のかけ替え等」という）の方法によって各視力基準を満たすことを可能とするよう、マニュアルの規定を改定すること。

3．マニュアルの女性に関連する記述の一部に、誤解を生じるおそれのある部分がある。これを適切に改めること。

以上